

---

**監 査 委 員**

---

**29年監査公表第2号**

平成28年度に執行した監査の結果（平成28年4月1日から平成28年8月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

京都府監査委員	菅 谷 寛 志
同	渡 辺 邦 子
同	森 敏 行
同	井 上 元

**定 期 監 査**

監査の結果

**【部局別】**

## (1) 総務部

府有資産活用課（監査実施年月日：平成28年7月4日・8月4日）

(指摘)

消防法に基づく消防用設備等点検結果報告が行われていない事例が認められた。

(措置の内容)

監査において、指摘を受けた後、提出準備中であった点検結果報告書を速やかに消防署に提出した。

また、指摘を受けた内容は、直ちに関係職員に周知し、適正な事務処理を行うよう徹底した。

消防設備について、点検結果に基づく修繕等措置を計画的に行うとともに、関係機関へ適正な時期の報告を行うよう徹底した。

## (2) 府民生活部

災害対策課（監査実施年月日：平成28年 7月 7日・8日・8月2日）

（指摘）

収入証紙について、本来収入すべき年度の翌年度の収入として報告している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに、平成28年7月分の収入証紙実績報告から、申請書を受理した時点の当該月の実績報告とするよう関係職員に周知徹底した。

また、毎月の報告時期に副課長から各担当者に対し対象期間の確認を行うことを徹底する。

(3) 健康福祉部

少子化対策課（監査実施年月日：平成28年 6月 14日・8月5日）

（指摘）

報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

この度の監査の実施を受け、直ちに課長から課員全員に指摘事項を周知し、報償費及び旅費等の速やかな支払執行について注意喚起を行うとともに、他に遅延がないか点検を行った。

今後、組織的な役割分担と責任体制を明確化し、総務担当副課長による支払案件の抽出、事業担当者による確認、経理担当者による支払伝票作成、支払完了までの一連の事務処理を部報償費・旅費支払い計画兼チェック表に記載するとともに、課会議で定期的に確認を行い、課内の情報共有・進行管理を徹底することとした。

さらに、関係職員は会計事務研修等に積極的に参加し、適正な会計処理に係る知識向上に努めている。

(4) 建設交通部

港湾事務所（監査実施年月日：平成28年 6月 7日・8日・7月8日）

（指摘）

支払の根拠である個別契約書の元となる基本契約書の保管が不適切な事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに適正な契約事務の再確認、相互チェックの実施及び重要な書類の配置場所確認の徹底等により再発防止を図った。

【例月出納検査】

(1) 健康福祉部

障害者支援課（監査実施年月日：平成28年 5月 26日・27日・31日）

（指摘）

報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

以前から、課内会議、担当内会議等の機会に、

事業進行と同様に会計事務処理も確認事項としてきたが、ミスが見逃されてしまったことから、点検方法を見直し、職員全員共有のチェック表で進行管理を行い、毎月課長が確認することとした。

また、引き続き会計研修等に積極的に職員を参加させ、知識の向上を図るとともに、適正な会計事務処理の周知を繰り返し徹底する。

(2) 建設交通部

河川課（監査実施年月日：平成28年 4月25日・26日・28日）

（指摘）

報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに課内会議において注意喚起を行い、課内全員に対し事業担当者と経理担当者との間の情報共有の重要性及び報償費等支払に係る事務の流れを再確認した。

また、支払計画表等を活用した相互チェックを実施し、再発防止を徹底した。

(3) 教育委員会

学校教育課（監査実施年月日：平成28年 5月 26日・27日・31日）

（指摘）

報償費及び旅費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

年度当初に課内の予定を把握するとともに、各事業の実施状況等を確認し共通の様式により進行管理するよう改善した。

また、事業終了後に一括して支払うのではなく毎月の報告により支払を行うとともに、毎週月曜日に課内で共通認識を深めるための会議を実施することにより、再発防止に努めている。